

確約手続に関する運用基準

令和 6 年 4 月 18 日 消費者庁長官決定

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 29 号。以下「令和 5 年改正法」という。）による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 2 章第 6 節に規定する手続（以下「確約手続」という。）に関する運用基準を次のとおり定めたので、これによらばたい。

1 趣旨

令和 5 年改正法により、景品表示法第 4 条の規定による制限・禁止又は景品表示法第 5 条の規定に違反する疑いのある行為について、事業者の自主的な取組により解決するための確約手続が導入された。また、確約手続の実施に必要な規定の整備を行うため、不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 55 号。以下「確約手続府令」という。）が制定された。

確約手続は、措置命令又は課徴金納付命令（以下「法的措置」と総称する。）と比べ、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為をより早期に是正し、消費者庁（景品表示法第 38 条第 1 項の規定により内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官をいう。以下同じ。）と事業者が協調的に問題解決を行う領域を拡大し、景品表示法の効率的かつ効果的な執行に資するものである。他方、確約手続は、景品表示法に新たに導入された手続であるため、確約手続の対象や確約手続移行前の手続との関係など、確約手続に関する考え方を可能な限り明確にする必要がある。

そこで、確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、「確約手続に関する運用基準」を策定する。

2 確約手続の開始

確約手続は、消費者庁が景品表示法の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その疑いの理由となった行為（以下「違反被疑行為」という。）について、確約手続に付することが適当であると判断するとき、すなわち、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときに、違反被疑行為を行っている又は行っていた事業者（以下「違反被疑行為者」と総称する。）に対し、景品表示法第 26 条又は第 30 条の規定により、①違反被疑行為の概要、②違反する疑いのある又はあった法令の条項並びに③違反被疑行為及びその影響（以下「違反被疑行為等」という。）を是正するために必要な措置の実施に関する是正措置計画又は違反被疑行為による影響を是正するために必要な措置の実施に関する影響是正措置計画（以下「確約計画」と総称する。）の認定の申請（以下「確約認定申請」という。）をすることができる旨を記載した書面による通知（以下「確約手続通知」という。）を行うことにより開始する。

3 確約手続に関する相談

確約手続は、違反被疑行為について、事業者の自主的な取組により問題を解決するものであり、消費者庁と事業者との間の意思疎通を密にすることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、消費者庁と事業者の双方にとって有益であると考えられる。

このため、確約手続をより迅速に進める観点から、消費者庁が確約手続通知を行う前であっても、違反被疑行為に関して調査を受けている事業者は、いつでも、調査を受けている行為について、確約手続の対象となるかどうかを確認したり、確約手続に付すことを希望する旨を申し出たりするなど、確約手続に関して消費者庁に相談することができる。

4 確約手続の流れ

調査の開始から弁明の機会の付与の通知（措置命令に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第30条の規定による通知又は課徴金納付命令に係る景品表示法第15条第1項の規定による通知をいう。以下同じ。）を行うまでの間に、消費者庁は、違反被疑行為について確約手続に付すことが適当であると判断するとき、違反被疑行為者に対して確約手続通知を行う。

確約手続通知を受けた者（以下「被通知事業者」という。）が違反被疑行為等（既往の違反被疑行為の場合においては、違反被疑行為による影響。以下同じ。）をどのように是正すればよいのか、すなわち、どのような確約計画を作成すればよいのかの検討に資するため、消費者庁は、確約手続通知を行う時点で把握している事実に基づき、違反被疑行為の概要及び違反する疑いのある又はあった法令の条項を確約手続通知の書面に記載する。

なお、確約手続通知は、被通知事業者の行為が景品表示法の規定に違反することを認定するものではなく、また、あくまで確約手続通知を行う時点で把握している事実が前提となるため、措置命令書や課徴金納付命令書と同程度に詳細な事実の認定や法令の適用の記載がなされるものではない。

被通知事業者は、確約認定申請をする場合、景品表示法第27条第1項又は第31条第1項の規定により、確約手続通知を受けた日から60日以内に確約認定申請をする必要がある。

被通知事業者が確約認定申請をした場合において、消費者庁は、当該確約計画が景品表示法第27条第3項各号又は第31条第3項各号の認定要件（以下「認定要件」と総称する。）に適合するか否かの判断を行い、当該確約計画が認定要件に適合すると認めるときには、景品表示法第27条第3項又は第31条第3項の規定により、当該確約計画の認定をする。

5 確約手続の対象

確約手続は、景品表示法第26条の規定により、景品表示法第4条の規定による制限若しくは禁止又は景品表示法第5条の規定に係る違反被疑行為が対象となり得るとともに、違反被疑行為が既になくなっている場合においても、景品表示法第30条の規定により、景品表示法第4条の規定による制限若しくは禁止又は景品表示法第5条の規定に係る違反被疑行為が対象となり得る。

消費者庁は、これらの違反被疑行為について確約手続通知をするに当たっては、個別具体的な事案ごとに、確約手続により問題を解決することが一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があるか否かを判断する。具体的な判断基準等は、以下に記載のとおりである。

(1) 判断基準

一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があるか否かは、違反被疑行為を事業者が早期に是正することで、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を迅速に確保し、消費者庁と事業者が協調的に問題解決を行う領域を拡大するという確約手続の趣旨を踏まえ、個別具体的な事案に応じて、違反被疑行為等を迅速に是正する必要性、あるいは、違反被疑行為者の提案に基づいた方がより実態に即した効果的な措置となる可能性などの観点から判断する。

(2) 考慮要素

上記の判断に当たっては、違反被疑行為がなされるに至った経緯（景品表示法第 22 条第 1 項に規定する義務の遵守の状況を含む。）、違反被疑行為の規模及び態様、一般消費者に与える影響の程度並びに確約計画において見込まれる内容その他当該事案における一切の事情を考慮する。

(3) 確約手続の対象外となる場合

①違反被疑行為者が、違反被疑行為に係る事案についての調査を開始した旨の通知を受けた日、景品表示法第 25 条第 1 項の規定による報告徴収等が行われた日又は景品表示法第 7 条第 2 項若しくは第 8 条第 3 項の規定による資料提出の求めが行われた日のうち最も早い日から遡り 10 年以内に、法的措置を受けたことがある場合（法的措置が確定している場合に限る。）、及び②違反被疑行為者が、違反被疑行為とされた表示について根拠がないことを当初から認識しているにもかかわらず、あえて当該表示を行っているなど、悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合には、違反被疑行為等の迅速な是正を期待することができず、違反行為を認定して法的措置をとることにより厳正に対処する必要があることから、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めることができないため、確約手続の対象としない。

6 確約計画

(1) 確約認定申請をするか否かの判断

消費者庁から確約手続通知が行われた場合であっても、確約認定申請をするか否かは、被通知事業者が自主的に判断するものである。

被通知事業者が確約認定申請をしなかった場合には、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる。被通知事業者が確約認定申請をしなかったとしても、その後の調査において、確約認定申請をしなかったことを理由として被通知事業者が不利益に取り扱われることはない。

(2) 確約認定申請

確約手続府令第4条第1項又は第14条第1項の規定により、確約認定申請をしようとする事業者は、確約手続府令様式第1号又は第3号による申請書（以下「認定申請書」と総称する。）を用いて確約認定申請をする必要がある。認定申請書には、確約手続府令第4条第2項各号又は第14条第2項各号に掲げる資料（以下「認定申請添付資料」と総称する。）を添付する必要がある。

確約手続府令第5条（第15条において準用する場合を含む。）の規定により、確約認定申請をした事業者（以下「申請者」という。）は、確約手続通知の日から60日以内であり、かつ、確約認定申請に係る処分がされるまでの間であれば、確約認定申請をした後においても、認定申請書及び認定申請添付資料（以下「認定申請資料」と総称する。）の記載事項の変更（認定申請添付資料を追加提出する場合を含む。）をするために、変更内容を記載した報告書を消費者庁に提出することができる。

また、確約手続府令第7条（第15条において準用する場合を含む。）の規定により、申請者は、確約認定申請をした日から確約認定申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、認定申請添付資料のうち、消費者庁が確約計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料を追加提出することができる。

なお、認定申請資料は、確約手続府令第6条（第15条において準用する場合を含む。）に掲げる方法により提出する必要がある。

さらに、確約手続府令第21条第1項の規定により、申請者は、確約認定申請をした日から確約認定申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、確約認定申請を取り下げることができる。

なお、確約認定申請の取り下げは、同条第2項の規定により、申請を取り下げる旨を記載した書面（電磁的記録を含む。）を提出してする必要がある。

確約認定申請を取り下げた場合には、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる。被通知事業者が確約認定申請を取り下げたとしても、その後の調査において、確約認定申請を取り下げたことを理由として被通知事業者が不利益に取り扱われることはない。

(3) 確約措置

ア 基本的な考え方

確約計画に記載する是正措置又は影響是正措置（以下「確約措置」と総称する。）の内容は、被通知事業者が個々の事案に応じて個別具体的に検討することとなる。

確約計画の認定に当たっては、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する観点から、当該確約計画における確約措置が、①違反被疑行為等を是正するために十分なものであること（以下「措置内容の十分性」という。）及び②確実に実施されると見込まれるものであること（以下「措置実施の確実性」という。）を満たす必要がある（景品表示法第27条第3項又は第31条第3項）。

(ア) 措置内容の十分性

消費者庁は、確約措置が措置内容の十分性を満たしているか否かについて、個別具体的な事案ごとに判断するが、当該判断に当たっては、過去に法的措置で違反行為が認定された事案等のうち、行為の概要、適用条項等について、確約手続通知の書面に記載した内容と一定程度合致すると考えられる事案の措置の内容を参考にする。

(イ) 措置実施の確実性

措置内容の十分性を満たしても、確約措置が実施されないのであれば、違反被疑行為等を是正することはできない。よって、消費者庁は、確約措置が実施期限内に確実に実施されると判断できなければ、確約計画の認定をすることはしない。

例えば、確約措置として一般消費者への被害回復を行う場合には、当該措置の内容、被害回復の対象となる一般消費者が当該措置の内容を把握するための周知の方法並びに当該措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法が具体的に明らかにされていなければ、原則として、措置実施の確実性を満たすと認めることはできない（なお、既に実施している措置がある場合、関連資料を確約手続府令第4条第2項第3号又は第14条第2項第3号に掲げる資料として提出することが考えられる。）。

イ 確約措置の典型例

典型的な確約措置としては、後記（ア）から（キ）までに掲げるものが考えられるが、確約措置がこれらに限られるものではない。また、事案によっては、単独の確約措置で認定要件に適合する場合もあるが、複数の確約措置を組み合わせなければ認定要件に適合しない場合もある。どのような確約措置を組み合わせれば認定要件に適合することとなるのかは、事案によって異なるものである。

なお、景品表示法第27条第2項第2号又は第31条第2項第2号の規定により、措置実施の確実性を満たすために、確約措置の実施期限を設定する必要がある。

(ア) 違反被疑行為を取りやめること

被通知事業者が違反被疑行為を継続している場合には、当該違反被疑行為を取りやめることは、措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つである。

(イ) 一般消費者への周知徹底

一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するためには、違反被疑行為の内容について一般消費者へ周知徹底することは、措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つである。

(ウ) 違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための措置

違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するためには、被通知事業者のコンプライアンス体制の整備等を行うとともに、当該措置について被通知事業者の役員及び従業員に周知徹底をすることが、措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである（注1）。

（注1）コンプライアンス体制の整備についての具体的な内容としては、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（平成26年内閣府告示第276号）」の内容が参考となると考えられる。

(エ) 履行状況の報告

確約措置が措置内容の十分性を満たす場合であっても、実際に確約措置が履行されないのであれば、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保することができない。

このため、確約措置の履行状況について、被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者（消費者庁が認める者に限る。）が消費者庁に対して報告することは、措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである。

なお、報告の時期及び回数は、確約措置の内容に応じて設定する必要がある。

(オ) 一般消費者への被害回復

例えば、被通知事業者が違反被疑行為に係る商品又は役務を購入した一般消費者に対し、その購入額の全部又は一部について返金（景品表示法第10条第1項に定める「金銭」の交付をいう。）することは（注2）、一般消費者の被害回復に資すること、及び自主返金制度が設けられた法の趣旨を踏まえると、措置内容の十分性を満たすために有益であり、重要な事情として考慮することとする。

（注2）返金的手段、方法等は、事業者の自主的な判断に委ねられるが、自主返金制度において定める内容が参考となる。なお、確約計画に係る認定が取り消される場合でも、確約措置として行った返金は、景品表示法の定める内容に適合する限り、景品表示法第10条第1項の「認定の申請前に既に実施した返金措置」として、実施予定返金措置計画に記載することができる（景品表示法第10条第3項）。

(カ) 契約変更

例えば、違反被疑行為がなされるに至った要因が、被通知事業者の既存の取引先（例えば、アフィリエイトの管理を委託するASP（注3）や、表示の裏付けに係る調査業務を委託した調査会社等）にも存すると認められる事案において、取引先を変更し、又は既存の取引先との契約内容（委託業務の内容等）を見直すことは、措置内容の十分性を満たすために有益である。

(注3) ASP (アフィリエイトサービスプロバイダー) とは、法人又は個人のアフィリエイトを幅広く募り、アフィリエイトネットワークを構築し、広告主とのマッチングをさせる機能を持つアフィリエイトプログラムを提供する事業者をいう。

(キ) 取引条件の変更

例えば、違反被疑行為が景品表示法第5条第2号に違反する疑いのある行為である事案において、被通知事業者が表示内容に合わせて取引条件を変更する場合(例えば、被通知事業者が、サービスを一定期間内に解約した場合には例外なく代金を返金すると表示していたにもかかわらず、契約で返金を受けるための諸条件を定めていた事案において、当該契約内容を変更し返金を受ける機会を確保するような場合等)、当該取引条件の変更は、措置内容の十分性を満たすために有益である。

7 認定又は却下

(1) 確約計画の認定又は却下に当たっての考え方

消費者庁は、被通知事業者から確約認定申請を受けた後、認定申請書類に基づき、認定要件に適合するか否かの判断を行う。前記3記載のとおり、確約手続は、違反被疑行為について、事業者の自主的な取組により解決するものであり、消費者庁と事業者との間の意思疎通を密にすることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、消費者庁と事業者の双方にとって有益であると考えられる。このため、確約手続通知が行われた後において、消費者庁は、必要と認める場合又は申請者から認定における論点等について説明を求められた場合には、その時点における論点等について説明する。また、消費者庁が申請者に対して申請内容の説明を求めることもある。

確約措置が認定要件に適合すると判断するとき、すなわち、措置内容の十分性及び措置実施の確実性をいずれも満たすときには、消費者庁は、景品表示法第27条第3項又は第31条第3項の規定により、当該確約措置の記載された確約計画の認定をする。

他方、確約措置の内容が違反被疑行為の一部にしか対応していないなど、確約措置が認定要件に適合しないと判断するときには、消費者庁は、景品表示法第27条第6項又は第31条第5項の規定により、確約認定申請を却下する。この場合、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる。

(2) 認定の効果

消費者庁は、景品表示法第28条又は第32条の規定により、確約計画の認定をした場合(認定を受けた確約計画の変更の認定をした場合を含む。)において、違反被疑行為については、法的措置に係る規定を適用しない。

なお、消費者庁が確約計画の認定をするための要件は、措置内容の十分性及び措置実施の確実性を満たすことであり、確約計画の認定は、申請者が景品表示法の規定に違反する行為を行ったとの認定・判断を行うものではない。

8 認定を受けた確約計画の変更

確約計画の認定を受けた申請者（以下「被認定事業者」という。）は、認定を受けた確約計画（以下「認定確約計画」という。）に記載した是正措置又は影響是正措置（以下「認定確約措置」と総称する。）を実施することとなるが、例えば、実施期限までに認定確約措置を実施することが困難となった等の理由で確約計画の変更を行いたい場合には、被認定事業者は、当該認定確約計画の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をすることができる。

確約手続府令第9条第1項又は第17条第1項の規定により、認定確約計画を変更しようとする被認定事業者は、確約手続府令様式第2号又は第4号による申請書（以下「変更認定申請書」と総称する。）を用いて変更認定申請をする必要がある。変更認定申請書には、確約手続府令第9条第2項各号又は第17条第2項各号に掲げる書類（以下「変更認定申請添付書類」と総称する。）を添付する必要がある。

なお、変更認定申請書及び変更認定申請添付書類は、確約手続府令第9条又は第18条において準用する第6条に掲げる方法により提出する必要がある。

前記7(1)記載の確約計画の認定の場合と同様に、認定確約計画の変更の認定に当たっては、変更後の確約措置の内容が認定要件に適合すると判断するとき、消費者庁は、景品表示法第27条第9項において準用する同条第3項又は第31条第8項において準用する同条第3項の規定により、当該認定確約計画の変更の認定をする。

景品表示法又は確約手続府令上、変更認定申請の期限は設けられていないものの、例えば、確約措置の実施期限の直前に変更認定申請が行われた場合には、消費者庁は、そのような時期に被認定事業者が変更認定申請をすることとなった事情を考慮した上で、措置内容の十分性及び措置実施の確実性を判断する。

なお、変更認定申請をするか否かは、被認定事業者が自主的に判断するものである。

9 確約計画の認定に関する公表

確約計画の認定をした後、消費者庁は、確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、認定確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要、確約認定を受けた事業者名その他必要な事項を公表する。また、公表に当たっては、景品表示法の規定に違反することを認定したものではないことを付記する。

なお、消費者庁が確約認定申請を却下した場合若しくは認定確約計画の認定を取り消した場合又は申請者が確約認定申請を取り下げた場合については、その後、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなるため、原則として、いずれも公表しない。

10 確約手続移行前の手続との関係等

(1) 確約手続移行後における景品表示法第 25 条の規定に基づく調査権限の行使等

消費者庁が、確約手続に付すことが適当であると判断し、確約手続通知を行った後、景品表示法第 25 条の規定に基づく調査権限の行使、任意の供述聴取といった法的措置をとる上で必要となる事実の認定をするための調査を行うことは、法律上妨げられるものではないが、確約手続を円滑に進める観点から、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対し、当該被通知事業者に対する法的措置をとる上で必要となる事実の認定をするための調査は、原則として行わない。

しかし、例えば、確約手続通知後、確約計画の認定に当たって、①消費者庁が確約計画の却下事由に該当する心証を得ており、申請者から十分な疎明資料等が提出される見込みがない場合、②申請者の取引先等に対して事実関係の確認等を行うに当たり、当該取引先等から任意の調査に対する協力が得られない場合などについては、確約認定申請に係る処分がされるまでの間であっても、法的措置をとる上で必要となる事実の認定をするための調査を行うこともあり得る。

(2) 確約手続移行後における弁明の手続の付与の通知

消費者庁が、確約手続通知を行った後、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対して弁明の手続の付与の通知を行うことは、法律上妨げられるものではないが、原則として行わない。

(3) 確約手続において事業者から提出された資料の取扱い

消費者庁は、前記(1)記載のとおり、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対して法的措置をとる上で必要となる事実の認定をするための調査は、原則として行わない。

しかし、消費者庁が確約認定申請を却下した場合若しくは確約計画の認定を取り消した場合又は申請者が確約認定申請を取り下げた場合に、申請に当たって申請者から提出された資料が証拠として一切使用できないとすれば、法的措置をとる上で必要となる事実の認定に支障が生じるおそれがある。このため、この場合には、申請者から提出された資料を返却することはせず、かつ、法的措置をとる上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することもあり得る。